

助成金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ブルボン吉田記念財団(以下「財団」という。) 定款第4条に規定する事業のうち、(3)の助成の実施に関して必要な事項を定める。

(助成金給付の対象)

第2条 助成金給付の対象は、文化、芸術、体育等に関する振興活動に寄与する事業を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、助成金給付の対象とはしないものとする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 反社会的団体関わっている事業
- (3) 参加費等の事業収入で、事業経費が賄える事業

(助成金給付の額)

第3条 助成金給付の額は、募集の際に、理事会で定める。

尚、年間募集回数、募集期間、募集媒体等の募集に関する事項は、理事会で定めるものとする。

第2章 助成対象者の決定と助成金の給付

(助成金申請手続き)

第4条 助成金を受けようとする者は、所定の書類をこの財団に申請しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 企画・運営団体の概要及び事業内容

(助成対象事業の決定)

第5条 助成対象事業の選定は、前条の申請のあった事業について選考委員会であらかじめ選考した候補事業のうちから理事会が決定する。

2 前項により助成対象事業を決定したときは、その旨を直接、申請事業者に通知するものとする。

(選考委員会)

第6条 第2条に規定する助成に関し、助成事業を選考することを目的として、この財団に選考委員会を設ける。

2 選考委員会は、5人以上の委員をもって構成する。

- 3 選考委員会の委員長は、委員の中から互選する。
- 4 選考委員は、次の各号に定める基準に従って選定し、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。解任のときも同様とする。
 - (1) 文化、芸術の振興に関し、学識経験を有していること
 - (2) 体育の振興に関し、学識経験を有していること
 - (3) この財団の理事である者を委員にするときは、1名以内であること
 - (4) 反社会的団体に属していないこと
- 5 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(招集)

- 第7条 選考委員会は、選考方針等の検討整理を行うとき及び助成対象の選定を行うとき等必要があると認めるときに招集する。
 - 2 選考委員会は、委員長が招集する。

(助成対象事業の選考基準)

- 第8条 助成対象事業の選考は、この規程及び選考委員会が定める基準に基づき、総合的に評価して行う。

(助成金給付の期間)

- 第9条 助成金給付の対象となる期間は、特別の理由がない限り、給付決定から1年とする。

(支給方法)

- 第10条 助成金は、各事業の実施前に支給する。

(助成金の停止または返還請求)

- 第11条 助成対象事業が次に掲げる違反事項に該当すると認められた場合には、助成金の停止または、返還を求めることができる。
 - (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (2) 助成金が応募内容以外の目的に使用された場合

第3章 補則

(事業主の報告義務)

- 第12条 この財団の助成金を受けた事業は、事業終了後2か月以内に事業報告書及び収支報告書を提出しなければならない。

(助成金受給の明記)

- 第13条 この財団の助成金を受給し事業を行う際には、その旨を明記しなければならない。

(規程の変更)

第 14 条 この規程を変更するときは、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人ブルボン吉田記念財団の設立の登記の日から施行する。